

高槻市産前産後育児サポート事業 業務仕様書

1 事業名

高槻市産前産後育児サポート事業

2 事業目的

本事業は、妊産婦及び子育て家庭を対象に、支援員等を派遣することにより相談支援や家事・育児支援等（以下、「支援」という。）を実施し、産前産後の体調不良、育児への不安や負担に対応するとともに、妊産婦の健康維持増進及び子育て家庭の養育力向上を促し、安定した養育環境を整えることを目的とする。

3 利用者

高槻市内に住所を有し、かつ次の各号のいずれかに該当する者で、市長の利用決定を受けた者とする。

- (1) 産前の体調不良又は出産に対する不安感やストレス等のため、支援を必要としており、かつ、日中に同居の親族等の支援が得られない妊婦
- (2) 1歳未満の乳児の主たる養育者で、産後の体調不良又は育児に対する不安感やストレス等のため、支援を必要としており、かつ、日中に同居の親族等の支援が得られない者
- (3) 2歳未満の多胎児の主たる養育者で、日中に同居の親族等の支援が得られない者

4 委託業務内容

- (1) 利用者への本仕様「5 提供する支援」に定める支援内容の説明及び実施
- (2) 利用申込に関する調整業務
- (3) 実施報告書等の作成及び提出
- (4) 利用者からの問合せ及び苦情対応
- (5) 市が実施する本事業の実施に係る打ち合わせ等への参加

5 提供する支援

支援の内容は次に掲げるものとし、利用者及び出生した1歳未満（多胎の場合は2歳未満）の児（以下、「対象児」という。）等に対する支援として、妊娠・出産・子育てにおける相談支援を行うとともに、日常的に行う範囲内で次に掲げるものを実施する。なお、外出に関する支援及び買い物を除き、支援を実施する場所は利用者の居宅とし、利用者や対象児が不在の場合は支援を行わない。

(1) 育児支援

ア 授乳・離乳食の介助

イ 沐浴の介助

ウ 対象児の世話（おむつ交換、着替えや食事の介助等）

エ きょうだいの世話（室内遊び、着替えや食事の介助等）

(2) 家事支援

利用者が日常的に行っている家事（炊事、洗濯、掃除、買い物）

(3) 外出に関する支援

ア 健診や通院の付添い

イ 保育所や幼稚園、学校、習い事等の送迎及び付添い

ウ 生活必需品の買い物の付添い

エ 各種手続きの付添い

(4) その他市長が特に認めるもの

6 利用期間及び回数

(1) 利用期間及び回数

1回につき2時間以内、かつ、1日につき2回までを限度とする。

利用者の区分	利用期間	回数
3 (1) 及び (2)	妊娠届出日から出産後1年に達するまでの間	15回
3 (1) 及び (3)	妊娠届出日から出産後2年に達するまでの間	45回

(2) 市長が特に支援が必要と認める場合、必要最低限の範囲において利用期間の延長及び利用回数を追加することができる。

(3) 利用者は、利用の日時等の変更及び利用を一時中止する事情が生じた場合は、支援の利用予定日の1営業日前の午後5時までに事業者へ連絡しなければならない。

(4) 1営業日前の午後5時以降のキャンセルは、1回の利用として取り扱うものとする。

7 利用日及び利用時間

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を含む月曜から日曜とし、利用時間は午前8時から午後8時までの間とする。

8 委託料

支援員の派遣1回2時間あたり6,600円（消費税等含む）

9 利用料及び利用者による実費負担

(1) 利用料 無料

(2) 利用者による実費負担 生活必需品の買い物及び業務中の移動のために必要な交通費（支援員等の分を含む）については、利用者がその実費を負担する。

10 利用申込に関する調整等

(1) 事業者は、利用者からの申込があった際には、利用者に支援内容を説明し、同意を得

た上で利用に係る必要な調整等を行わなければならない。

- (2) 事業者は利用者に事前連絡の際に、利用日時の変更等の取り扱いについて説明を行うこと。
- (3) 事業者は、利用日当日に、5 (1) から (4) の支援が行えなかったときには、利用者へ連絡を行い、状況を聞き取るとともに、電話等で必要な相談支援を行う。この場合、1回支援を行ったこととみなす。また、その相談支援の実施内容について市へ速やかに報告するとともに、「15 業務報告及び委託料の請求」に定める実施報告書を作成し、他の実施報告書等とともに市へ提出すること。

1.1 支援員の要件

支援員は、次の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 自ら子育てをした経験のある者、子育てに関する事業に従事した経験のある者、又は保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭、介護福祉士、訪問介護員の資格を有する者
- (2) 第4条に掲げる支援内容を適切に実行する能力を有している者
- (3) 子育てに関する知識又は経験があり、利用者からの相談等に対応できる能力を有している者

1.2 支援員の欠格事項

支援員は、以下の欠格事項のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び罰則並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

1.3 業務の円滑な実施

- (1) 本事業の実施は、高槻市産前産後育児サポート事業実施要綱に基づいて行うものとし、関係法規を遵守しなければならない。
- (2) 「4 委託業務内容(2)」による日程調整後は、災害時等、正当な事由の無い限り、支援の提供を拒否することはできない。
- (3) 支援員は、利用者宅を訪問する際、事業者が発行する身分証明書を常に携行し、必ず

利用者に提示しなければならない。

- (4) 支援終了後、高槻市産前産後育児サポート事業実施報告書（別紙1、2）により、利用者から支援実施履行の確認を受けること。ただし、10（3）の場合はその限りでない。
- (5) 本事業実施時に、利用者の体調及び生活状況等について利用者又は対象児の安全が保たれないと認められる場合には、市へ連絡し、対応について指示を得ること。

1.4 実施体制の整備

- (1) 支援員の健康管理に努めること。
- (2) 支援員に対し、必要な研修を実施又は受講させ、資質の向上に努めること。また、市が定める高槻市産前産後育児サポート事業に係る安全に関するマニュアルを遵守すること。
- (3) 市が必要と認める会議及び打ち合わせ、連絡業務等に参加すること。
- (4) 責任をもってサービス提供を行い、利用者からサービスに関する苦情等があったときは、誠意をもって迅速かつ適切に対応すること。

1.5 業務報告及び委託料の請求

- (1) 支援員に対して、業務の実施ごとに「高槻市産前産後育児サポート事業実施報告書（一般用）」（別紙1）、「高槻市産前産後育児サポート事業実施報告書（多胎妊産婦・多胎家庭用）」（別紙2）の提出を義務付けること。
- (2) 当該月分の業務実績について、「高槻市産前産後育児サポート事業実績報告書」（別紙3）、「高槻市産前産後育児サポート事業実績集計表」（別紙4）及び「高槻市産前産後育児サポート事業請求書」（別紙5）を作成し、前項の実施報告書とともに派遣を行った翌月10日までに提出すること。

1.6 帳票等の整備及び報告

- (1) 本事業の適正な実施を確保するため関係書類及び次に掲げる諸帳簿等を整備するとともに、事業終了後から5年間適切に保存しなければならない。
 - ア 委託契約書及び仕様書
 - イ 会計関係書類
 - ウ 人事労務関係書類
 - エ 利用者関係書類
 - オ その他必要書類
- (2) 事業者は、本事業の実施にあたり本市から提供を求められた事項についてすみやかに報告すること。

1.7 個人情報保護

(1) 公共の業務に携わる重要性および個人情報を取り扱う重要性を十分に認識し、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」を遵守するとともに、情報の厳格な管理および適切な運用のために個人情報の保護に係るマニュアルの作成や研修の実施等、必要な万全の体制を整備すること。

(2) 本業務に携わる者は、個人情報、並びに業務の遂行を通じて知り得た情報を漏らし、または盗用してはならず、その職を退いた後も同様とする。

1 8 事故及び損害の責任

(1) 本事業の実施に伴い発生する緊急事態に対処するため、マニュアルの作成等により緊急時に迅速に対応できる体制を整備し、支援員等に徹底すること。

(2) 本事業により生じた事故及び損害については、本市に故意または重過失のない限り、受注者がその負担と責任において処理にあたること。

(3) 受注者は、対人対物賠償責任保険に加入し、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに履行すること。

(4) 本事業により生じた事故等について、速やかに連絡し書面で本市へ報告しなければならない。

1 9 その他

(1) 実施事業者決定後、事業開始までの準備期間において、事業者は本市との打ち合わせや支援員への必要な研修を実施するものとし、これらの準備行為に要する費用は、事業者の負担とする。

(2) この仕様書に定めるもののほか、必要のある事項及び疑義が生じた事項については、市と協議して処理するものとする。